

河川水質等調査業務委託仕様書

仕様内容一覧

- (1) 河川水質調査業務委託仕様書
- (2) 地下水有機塩素化合物調査業務委託仕様書
- (3) 工場・事業場排水調査業務委託仕様書
- (4) 地下水調査業務委託仕様書
- (5) ゴルフ場農薬調査業務委託仕様書
- (6) 土壌調査業務委託仕様書

(1) 河川水質調査業務委託仕様書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 仕様内容 | 河川水質調査業務委託 |
| 2 | 実施項目 | 別紙1のとおり |
| 3 | 調査箇所 | 16箇所(10河川) |
| 4 | 実施回数 | 各箇所年2回実施 |
| 5 | 実施時期 | 6月及び11月
(日程の詳細は、契約後に環境防災課と協議するものとする。) |
| 6 | 履行期限 | 令和8年1月31日 |
| 7 | 報告書 | 報告書の内容については調査の目的、調査地点図、分析方法の一覧、調査結果、計量結果一覧、計量証明書(調査箇所、採取条件、計量項目、計量結果、環境基準値、計量方法)が網羅されたものを冊子にし、1部作成すること。※分析方法の詳細については別添でも可。 |
| 8 | 備考 | <ul style="list-style-type: none">・試料の採水等については、受託者及び市職員が直接現地に出向き採水作業を行うこと。・計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明の事業登録が茨城県でなされていること。・試料の分析を自社で行うこと。 |

別紙1

河川水質調査(13項目 10河川16箇所)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	河川名
	項目及び方法	pH	DO	BOD	COD	SS	MPN	n-ヘキサン	全窒素	全りん	溶解性鉄	カドミウム	鉛	銅	
	調査場所	JIS K 0102 12.1	JIS K 0102 32.1	JIS K 0102 21及び32.3	JIS K 0102 17	S46 環告第59号 付表9	S46 環告第59号 別表2	S49 環告第64号 付表4	JIS K 0102 45.6	JIS K 0102 46.3.4	JIS K 0102 57.4	JIS K 0102 55.4	JIS K 0102 54.4	JIS K 0102 52.5	
1	恋瀬川 五輪堂橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				恋瀬川
2	一の瀬川 第三揚水機場脇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				一の瀬川
3	菱木川 昭和橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				菱木川
4	菱木川 天神橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	木ノ川 一ノ瀬上流地区第六揚水機場脇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				木ノ川
6	天王川 上稻吉橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	天王川
7	天王川 谷橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				天の川
8	天の川 三枚橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
9	天の川 新治橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
10	中根川 五反田地区第二揚水機場脇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				中根川
11	中根川 中根川と飯田川合流地点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
12	逆 川 谷橋脇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				逆川
13	雪入川 飯塚橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				雪入川
14	飯田川 下土田残土現場支流と飯田川合流地点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				飯田川
15	飯田川 飯田199下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
16	飯田川 支流(下土田残土現場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	件 数	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	2	2	2	
														河川合計	10河川

※測定方法は、標記以外でも法令等で定められているものは可。

(2) 地下水有機塩素化合物調査業務委託仕様書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 仕様内容 | 地下水有機塩素化合物調査業務委託 |
| 2 | 実施項目 | 別紙2のとおり |
| 3 | 調査箇所 | 13箇所 |
| 4 | 実施回数 | 各箇所年1回実施 |
| 5 | 実施時期 | 11月（日程の詳細は、契約後に環境防災課と協議するものとする。） |
| 6 | 履行期限 | 令和8年1月31日 |
| 7 | 報告書 | 報告書の内容については調査の目的、調査地点図、分析方法の一覧、調査結果、計量結果一覧、計量証明書（調査箇所、採取条件、計量項目、計量結果、環境基準値、計量方法）が網羅されたものを冊子にし、1部作成すること。※分析方法の詳細については別添でも可。 |
| 8 | 備考 | <ul style="list-style-type: none">・試料の採水等については、受託者及び市職員が直接現地に出向き採水作業を行うこと。・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明の事業登録が茨城県でなされていること。・試料の分析を自社で行うこと。 |

別紙 2

地下水有機塩素化合物調査

(3 項目)

	項目	測定方法
1	トリクロロエチレン	H15 厚生労働省告示第261号
2	テトラクロロエチレン	H15 厚生労働省告示第261号
3	1,1,1-トリクロロエタン	H15 健水発第1010001号

(1 3 箇所)

	調査地点	所有者
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

※測定方法は、標記以外でも法令等で定められているものは可。

(3) 工場・事業場排水調査業務委託仕様書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 仕様内容 | 工場・事業場排水調査業務委託 |
| 2 | 実施項目 | 別紙3のとおり |
| 3 | 調査箇所 | 17箇所 |
| 4 | 実施回数 | 各箇所年1回実施 |
| 5 | 実施時期 | 6月（日程の詳細は、契約後に環境防災課と協議するものとする。） |
| 6 | 履行期限 | 令和8年1月31日 |
| 7 | 報告書 | 報告書の内容については調査の目的、調査地点図、分析方法の一覧、調査結果、計量結果一覧、計量証明書（調査箇所、採取条件、計量項目、計量結果、環境基準値、計量方法）が網羅されたものを冊子にし、1部作成すること。※分析方法の詳細については別添でも可。 |
| 8 | 備考 | <ul style="list-style-type: none">・試料の採水等については、受託者及び市職員が直接現地に出向き採水作業を行うこと。・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明の事業登録が茨城県でなされていること。・試料の分析を自社で行うこと。 |

工場・事業場排水調査（１９項目１７箇所）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
調査場所	項目及び方法	pH	BOD	COD	SS	n-ヘキサン	フェノール類	亜鉛	鉛及びその化合物	銅	フッ素及びその化合物	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	窒素	りん	ほう素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
		JIS K0102 12.1	JIS K0102 21及び32.3	JIS K0102 17	S46環告第59号付表9	S49環告第64号付表4	JIS K0102 28.1.3	JIS K0102 53.4	JIS K0102 54.4	JIS K0102 52.5	JIS K0102 34.4	JIS K0102 57.4	JIS K0102 56.5	JIS K0102 65.1.5	JIS K0102 45.6	JIS K0102 46.3.4	JIS K0102 47.4	JIS K0125 5.2.1	JIS K0125 5.2.1	JIS K0125 5.2.1
1	神鋼ノース（株）霞ヶ浦工場	○	○	○	○	○									○	○				
2	（株）日経首都圏印刷 茨城工場	○	○	○	○	○									○	○	○			
3	三菱ふそうトラック・バス（株）	○	○	○	○	○		○							○	○				
4	SBSロジコム（株）	○	○	○	○	○									○	○				
5	入江金属工業（株）	○	○	○	○	○		○			○	○			○	○				
6	オート化学工業（株）土浦工場	○	○	○	○	○	○		○						○	○				
7	（株）ローズコーポレーション	○	○	○	○	○									○	○				
8	東京油脂工業（株）茨城工場	○	○	○	○	○									○	○				
9	マグ・イゾペール（株）	○	○	○	○	○									○	○				
10	日立建機（株）霞ヶ浦工場	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○				
11	タキロンシーアイ（株）東京工場	○	○	○	○	○			○						○	○				
12	東洋平成ポリマー（株）茨城工場	○	○	○	○	○									○	○		○	○	○
13	東京製綱（株）土浦工場	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
14	クレハエクストロン（株）	○	○	○	○	○									○	○				
15	陶陶酒製造（株）千代田工場	○	○	○	○	○									○	○				
16	今見屋パン店（有）千代田米飯工場	○	○	○	○	○									○	○				
17	つくば国際大学東風高等学校	○	○	○	○	○									○	○				
	件 数	17	17	17	17	17	1	3	3	2	3	3	2	2	17	17	1	1	1	1

※測定方法は、標記以外でも法令等で定められているものは可。

(4) 地下水調査業務委託仕様書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 仕様内容 | 地下水調査業務委託 |
| 2 | 実施項目 | 別紙4のとおり |
| 3 | 調査箇所 | 21箇所 |
| 4 | 実施回数 | 各箇所年1回実施（別紙4の調査地点番号17～20の4箇所については年2回） |
| 5 | 実施時期 | 6月（別紙4の調査地点番号17～20の4箇所については6月及び11月）（日程の詳細は、契約後に環境防災課と協議するものとする。） |
| 6 | 履行期限 | 令和8年1月31日 |
| 7 | 報告書 | 報告書の内容については調査の目的、調査地点図、分析方法の一覧、調査結果、計量結果一覧、計量証明書（調査箇所、採取条件、計量項目、計量結果、環境基準値、計量方法）が網羅されたものを冊子にし、1部作成すること。※分析方法の詳細については別添でも可。 |
| 8 | 備考 | <ul style="list-style-type: none">・試料の採水等については、受託者及び市職員が直接現地に出向き採水作業を行うこと。・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明の事業登録が茨城県でなされていること。・試料の分析を自社で行うこと。 |

別紙 4

地下水調査

(31項目)

	項目	測定方法
1	一般細菌	H15 厚生労働省告示第261号
2	大腸菌	H15 厚生労働省告示第261号
3	塩化物イオン	H15 厚生労働省告示第261号
4	有機物(TOC)	H15 厚生労働省告示第261号
5	PH	H15 厚生労働省告示第261号
6	味	H15 厚生労働省告示第261号
7	臭気	H15 厚生労働省告示第261号
8	色度	H15 厚生労働省告示第261号
9	濁度	H15 厚生労働省告示第261号
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	H15 厚生労働省告示第261号
11	亜硝酸態窒素	H15 厚生労働省告示第261号
12	硝酸態窒素及び亜硝酸性窒素	H15 厚生労働省告示第261号
13	鉄及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
14	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	H15 厚生労働省告示第261号
15	フェノール類	H15 厚生労働省告示第261号
16	カドミウム及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
17	水銀及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
18	鉛及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
19	ヒ素及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
20	六価クロム化合物	H15 厚生労働省告示第261号
21	フッ素及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
22	トリクロロエチレン	H15 厚生労働省告示第261号
23	テトラクロロエチレン	H15 厚生労働省告示第261号
24	亜鉛及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
25	銅及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
26	マンガン及びその化合物	H15 厚生労働省告示第261号
27	蒸発残留物	H15 厚生労働省告示第261号
28	陰イオン界面活性剤	H15 厚生労働省告示第261号
29	有機りん	昭和49年環告第64号付表1
30	アンモニア態窒素	上水試験法 IV-2 10.4
31	1,1,1-トリクロロエタン	H15 健水発第1010001号

(21箇所)

	調査地点	所有者	検査回数
1			1
2			1
3			1
4			1
5			1
6			1
7			1
8			1
9			1
10			1
11			1
12			1
13			1
14			1
15			1
16			1
17			2
18			2
19			2
20			2
21			1

※測定方法は、標記以外でも法令等で定められているものは可。

(5) ゴルフ場農薬調査業務委託仕様書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 仕様内容 | ゴルフ場農薬調査業務委託 |
| 2 | 実施項目 | 別紙5のとおり |
| 3 | 調査箇所 | 12箇所（5ゴルフ場） |
| 4 | 実施回数 | 各箇所年1回実施 |
| 5 | 実施時期 | 契約締結後速やかに実施
(日程の詳細は、契約後に環境防災課と協議するものとする。) |
| 6 | 履行期限 | 令和8年1月31日 |
| 7 | 報告書 | 報告書の内容については調査の目的、調査地点図、分析方法の一覧、調査結果、計量結果一覧、計量証明書（調査箇所、採取条件、計量項目、計量結果、環境基準値、計量方法）が網羅されたものを冊子にし、1部作成すること。※分析方法の詳細については別添でも可。 |
| 8 | 備考 | <ul style="list-style-type: none">・試料の採水等については、受託者及び市職員が直接現地に出向き採水作業を行うこと。・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明の事業登録が茨城県でなされていること。・試料の分析を自社で行うこと。 |

別紙 5

ゴルフ場農薬調査（25項目 5ゴルフ場12箇所）

	項目（農薬名）	測定方法	種 類	1	2	3	4	5
				セゴビア（2箇所）	千代田カントリー（3箇所）	出島ゴルフクラブ（2箇所）	かすみがうらゴルフクラブ（2箇所）	ワンウェイゴルフクラブ（3箇所）
1	アゾキシストロビン	H2環水土第77号 II 1	殺菌剤	○	○	○	○	
2	イミノクタジン酢酸塩	H2環水土第77号 I 14	殺菌剤	○	○	○	○	○
3	クロロネブ	H2環水土第77号 II 4	殺菌剤			○	○	○
4	プロピコナゾール	H2環水土第77号 II 1	殺菌剤	○		○	○	○
5	ペンシクロン	H2環水土第77号 II 1	殺菌剤		○	○	○	○
6	ホセチル	H2環水土第77号 I 29	殺菌剤		○	○		
7	ポリカーバメート	H2環水土第77号 I 30	殺菌剤		○	○		
8	メタラキシル	H2環水土第77号 II 1	殺菌剤	○	○	○	○	
9	メプロニル	H2環水土第77号 II 1	殺菌剤		○	○		○
10	イプロジオン	H2環水土第77号 II 1	殺菌剤		○	○		
11	フルトラニル	H2環水土第77号 II 1	殺菌剤			○		
12	アセフェート	H2環水土第77号 II 3及びII 5	殺虫剤	○				○
13	エトフェンブロックス	H2環水土第77号 II 1	殺虫剤				○	
14	ダイアジノン	H2環水土第77号 II 1	殺虫剤			○	○	
15	フェントロチオン（MEP）	H2環水土第77号 II 1	殺虫剤			○		○
16	アシュラム	H2環水土第77号 II 6	除草剤	○		○	○	○
17	ジチオピル	H2環水土第77号 II 1	除草剤	○				○
18	シデュロン	H2環水土第77号 II 1	除草剤			○		
19	ハロスルフロンメチル	H2環水土第77号 II 1	除草剤			○		
20	ピリブチカルブ	H2環水土第77号 II 1	除草剤			○	○	
21	フラザスルフロン	H2環水土第77号 II 1	除草剤			○		
22	プロピザミド	H2環水土第77号 II 1	除草剤	○	○	○		
23	ペンディメタリン	H2環水土第77号 II 1	除草剤				○	
24	メコプロップ（MCPP）	H2環水土第77号 II 1	除草剤			○		○
25	ナプロパミド	H2環水土第77号 II 1	除草剤				○	
	項目×箇所			8×2	9×3	20×2	12×2	10×3
	合 計			16	27	40	24	30

※測定方法は、標記以外でも法令等で定められているものは可。

(6) 土壌調査業務委託仕様書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 仕様内容 | 土壌調査業務委託 |
| 2 | 実施項目 | 別紙6のとおり |
| 3 | 調査箇所 | 9箇所 |
| 4 | 実施回数 | 各箇所年1回実施 |
| 5 | 実施時期 | 11月（日程の詳細は、契約後に環境防災課と協議するものとする。） |
| 6 | 履行期限 | 令和8年1月31日 |
| 7 | 報告書 | 報告書の内容については調査の目的、調査地点図、分析方法の一覧、調査結果、計量結果一覧、計量証明書（調査箇所、採取条件、計量項目、計量結果、環境基準値、計量方法）が網羅されたものを冊子にし、1部作成すること。※分析方法の詳細については別添でも可。 |
| 8 | 備考 | <ul style="list-style-type: none">・試料の採取等については、受託者及び市職員が直接現地に出向き採取作業を行うこと。・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明の事業登録が茨城県でなされていること。・試料の分析を自社で行うこと。 |

別紙 6

 土壌調査
 (29項目)

	項目 (溶出試験)	測定方法
1	カドミウム	JIS K 0102 55.4
2	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.5
3	有機りん	S49 環告第64号 付表1
4	鉛	JIS K 0102 54.4
5	六価クロム	JIS K 0102 65.2.6
6	ヒ素	JIS K 0102 61.4
7	総水銀	S46 環告第59号 付表2
8	アルキル水銀	S46 環告第59号 付表3
9	PCB	S46 環告第59号 付表4
10	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2
11	四塩化炭素	JIS K 0125 5.2
12	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2
13	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
14	1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
15	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2
16	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2
17	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
18	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
19	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2
20	チウラム	S46 環告第59号 付表5
21	シマジン	S46 環告第59号 付表6の第1
22	チオベンカルブ	S46 環告第59号 付表6の第1
23	ベンゼン	JIS K 0125 5.2
24	セレン	JIS K 0102 67.4
25	フッ素	JIS K 0102 34.4
26	ほう素	JIS K 0102 47.4

	項目 (農地法)	測定方法
27	ヒ素	S50 総理府令第31号
28	銅	S47 総理府令第66号

	項目	測定方法
29	放射能検査精密 (ヨウ素131、セシウム134/137)	ゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線 スペクトロメトリーによる核種分析法

(9箇所)

	調査地点	所有者	送付先
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

※測定方法は、標記以外でも法令等で定められているものは可。